

佐賀県告示第 240 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、令和 6 年 11 月 16 日に失効する。

令和 6 年 11 月 15 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-フルオロフェニル)メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン (通称名 : Flunitazene、Fluonitazene) 及びその塩類
- (2) 化学名 N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-メトキシフェニル)メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン (通称名 : Metodesnitazene、Metazene) 及びその塩類
- (3) 化学名 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン (通称名 : MD-PiHP、MD-PHiP) 及びその塩類
- (4) 化学名 N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-ブロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド (通称名 : ADB-5' Br-PINACA) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。